

2020年度  
自己点検・評価報告書

西南学院大学

## 目 次

第 1 章	理念・目的	1
第 2 章	教員・教員組織	5
第 3 章	学生支援	10
第 4 章	教育研究等環境	17
第 5 章	社会連携・社会貢献	25

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点①：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点②：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学は、1916年4月にアメリカの南部バプテスト派宣教師 C.K. ドージャーによって創立された私立西南学院によって1949年に開設された。

開設当初は、学芸学部のみ単科大学であったが、神学部、文学部、商学部、経済学部、法学部、人間科学部、国際文化学部と学部学科の新設、編成を行い、2019年度時点で7学部12学科を擁する人文社会科学系総合大学となるに至っている。また、大学院についても、1971年の法学研究科の設置以降、経営学研究科、文学研究科、経済学研究科、神学研究科、人間科学研究科、国際文化研究科に各々博士前期・後期課程の設置、さらに2016年4月には人間科学研究科に臨床心理学専攻（修士課程）を設置して、現在は7研究科9専攻を擁している。加えて、法曹養成に特化した教育を行う法務研究科（2019年度より募集停止）を設置している。

創立者 C.K. ドージャーの一貫した教育理念は、「キリスト教主義に基づく人格教育」であった。創立者の遺訓「Seinan, Be True to Christ（西南よ、キリストに忠実なれ）」は、建学の精神として受け継がれている。また、建学の精神に基づいて、真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人材を育てることを使命としている。

本学は、上述した点を踏まえて、大学、大学院及び法務研究科の目的を以下のとおり定めている。

#### ◇西南学院大学学則第1条

西南学院大学は、キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。

#### ◇西南学院大学大学院学則第2条

大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院は、前項の目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。

#### ◇西南学院大学大学院法務研究科学則第2条

法科大学院は、本学の建学の精神に基づき、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

以下のとおり、建学の精神に基づき、キリスト教教育を基本理念とし、人材育成及び教育研究上の目的を各学部及び各研究科において適切に定めている。

○学部

建学の精神に基づき、キリスト教を教育の基本理念とし、上記の西南学院大学学則第1条において、学科ごとに育成する人材像を定めている。

○研究科

建学の精神に基づき、西南学院大学大学院学則第2条第2項に掲げる人材を育成することを踏まえ、研究科ごとに育成する人材像を定めている。

○法務研究科

建学の精神に基づき、西南学院大学大学院法務研究科学則第2条に「本学の建学の精神に基づき、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めている。

**点検・評価項目2：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

**評価の視点①：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示**

**評価の視点②：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表**

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学の理念・目的は、建学の精神及び西南学院の使命において明示し、大学ホームページで公開している。

学部・研究科の目的は、学則、大学院学則及び法務研究科学則において明示し、建学の精神等と同様に大学ホームページで公開している。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表>

大学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学ホームページに掲載して、教職員や学生に広く周知している。特に、学部・研究科の目的等は「学生便覧」及び「大学院学生便覧」に掲載し、新入生オリエンテーションを通じて学生に周知している。社会に対しては、大学及び学部・研究科のホームページや「入学案内」、「大学院入学案内」等を用いて、公表している。

また、特色ある事例としては、大学の理念・目的を全学生に浸透させるべく、全学部において「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として設置しているほか、「チャペルアワー」という独自の取り組みを実施している。

**点検・評価項目3：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

**評価の視点①：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定**

本学は、2016年5月に創立100周年を迎えるにあたり、現代の視点で建学の精神を見つめ直すことで、本学院の全構成員が一つの将来像に向かって共通の目標を持ち、創立100周年以降も前進し続けることを目的として、2014年度に「西南学院ビジョン2016-2025」を策定した。

「西南学院ビジョン2016-2025」は、人間育成（キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践）、教育研究（確かな保育・教育力と新たな知と価値の創造）、国際感覚（異文化を受容し、行動できる国際性の修得）、地域貢献（進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働）、経営基盤（永続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築）の5つのビジョンで構成している。さらに、「西南学院ビジョン2016-2025」を具現化するため、2015年度に「中長期計画2016-2025」を策定し、学内外に公表した。

「中長期計画2016-2025」は、本学院が設置する保育所、幼稚園、小学校、中学校・高等学校、大学、大学院、法科大学院ごとにビジョン実現に向けた課題とアクションプランを設定している。

「中長期計画2016-2025」は、前期中期計画（2016-2020）と後期中期計画（2021-2025）に分けており、外部環境の変化が比較的に見通しやすい前期中期計画は、各学校・園・保育所において具体的なアクションプランを策定し、諸施策を実施している。後期中期計画については、前期中期計画で収まらない長期的な計画に焦点を当てて検討し、前期中期計画が完了する際に後期中期計画の全体的見直しを予定している。

また、「中長期計画2016-2025」で策定したアクションプランは、単年度事業計画と連関させることで現場まで業務が下りる仕組みを構築している。さらに、理事会において単年度事業計画の進捗状況等を単年度事業報告で検証することで、「中長期計画2016-2025」の進捗管理を行っている。

上述のように、本学は建学の精神等の実現に向け、将来を見据えた中長期計画を策定し、諸施策を着実に推進している。

## 2. 長所・特色

「キリスト教を教育の基本理念とする（大学学則第1条）」本学にあっては、1949年の建学以降、一貫して建学の精神に基づく、教育研究活動を行ってきた。その一環として、全学生に「キリスト教教学」を必修科目として設置している。キリスト教教学を通じてキリスト教への知的理解を深めることによって、学生個々人の良心的な人格の形成を図っている。このほか、本学独自の取り組みである「チャペルアワー」では、大学チャペルにおいて、その週のテーマに基づいた講話を中心にキリスト教の礼拝形式で毎週3回実施している。講話の内容は、個人の主体的な課題である人格形成に関する事柄や人生と社会の諸問題等で構成しており、社会生活の基盤と人生観の確立に寄与することを目的としている。このように、入学段階からキリスト教に触れる機会を数多く設けることで、学生自身の人生観の確立に寄与し、卒業後の進路につなげている。

また、学院として将来的に発展し続けることを目的として、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」を策定している。さらに、中長期計画のアクションプランと単年度事業計画を結びつけることで中長期計画と現場の業務とが連動する仕組みを構築している。これによって、建学の精神、ビジョン、中長期計画、事業計画、教育研究の現場までつながる一貫性が確保されており、目標が形骸化することなく、全構成員が目標に注力することができている。

### 3. 問題点

特になし。

### 4. 全体のまとめ

本学は、「Seinan, Be True to Christ (西南よ、キリストに忠実なれ)」を建学の精神として1949年に開設された。さらに、建学の精神に基づき「真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人材を育てること」を使命として、教育研究等に係る各種活動を展開してきた。

また、建学の精神等を踏まえ、大学、大学院及び法務研究科の目的を学則、大学院学則及び法務研究科学則に適切に設定している。加えて、学部・研究科の目的についても、同様に各学則に適切に定めている。

大学や学部・研究科の目的については、大学ホームページや「入学案内」、「大学院入学案内」を通じて、広く社会に公表している。加えて、学部・研究科の目的等は「学生便覧」及び「大学院学生便覧」に掲載し、新入生オリエンテーション等を通じて学生に周知している。

将来を見据えた展開については、2014年度に「西南学院ビジョン2016-2025」、2015年度に「中長期計画2016-2025」をそれぞれ策定し、2016年度から中長期計画による運営が始まり、長期的な視点で運営がされている。「中長期計画2016-2025」には、各学校・園・保育所ごとにビジョン実現に向けた課題、アクションプラン、目標値等が設定されており、年度ごとに事業計画と連動させる形で計画を推進している。

上記のとおり、本学は、建学の精神と使命に基づき、大学の目的及び学部・研究科における目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中長期計画を明確にした上で大学運営を行っている。

以上の点から、本学の理念・目的を実現するための取り組みについては、大学基準に照らして良好な状態と言える。

## 第2章 教員・教員組織

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点②：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

大学として求める教員像を定め、本学ホームページにて公開している。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

各学部・研究科等における教員組織の編制方針については、本学ホームページにおいて公開している。しかし、本学の20に及ぶその他の教育研究組織等との関係についての関連付け、各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任所在は記載されていないため、記載内容等について検討する必要がある。

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点②：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点③：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

#### (1) 学部

大学設置基準や教員組織の編制方針に基づき、学部・学科・専攻毎に教育研究上必要な教員組織を適切に編成している。

#### (2) 研究科

大学院設置基準や教員組織の編制方針に基づき、基礎となる学部のもとに研究科を置き、教育研究上必要な教員を適切に配置している。

<適切な教員組織編制のための措置>

(1) 学部

教員の配置においては、国際性や男女比、年齢構成については、教育研究上の成果をあげることを念頭に置き、可能な限りバランスの取れた教員組織となるよう学部人事計画を立案し、配慮している。

教員組織における外国人教員の占める割合は、2019年5月1日現在、学部全体で11.8%である。また、教員組織における女性教員の占める割合は、2019年5月1日現在、学部全体で24.1%である。

年齢構成については、70歳を定年としており、2019年5月1日現在、学部全体での平均で、70歳0.5%、60歳代28.0%、50歳代29.4%、40歳代27.0%、30歳代15.2%、20歳代0.0%となっている。30歳代及び20歳代が比率としてはやや少ないが、概ねバランスが取れている。

また、教員の授業担当に関して、負担が偏らないよう、各学部等において、毎年、授業担当数を調整し、適切に教育が提供できるよう配慮している。

(2) 研究科

教員組織は教育研究活動の展開を意識し、分野及び課程ごとのバランスや国際性や男女比、年齢構成等について可能な限り配慮し、原則、学部所属の教員で編成している。

教員組織における外国人教員は、2019年5月1日現在ではない。教員組織における女性教員の占める割合は、2019年5月1日現在、研究科全体で9.1%である。

年齢構成について、2019年5月1日現在、修士課程においては70歳を定年としており、70歳0.7%、60歳代33.8%、50歳代31.8%、40歳代26.5%、30歳代7.3%、20歳代0.0%、博士課程においては70歳を定年としており、70歳1.1%、60歳代51.1%、50歳代31.8%、40歳代13.6%、30歳代2.3%、20歳代0.0%となっている。また、専門職課程（法務研究科）においては70歳を定年としており、70歳代0.0%、60歳代54.5%、50歳代18.2%、40歳代27.3%、30歳代0.0%、20歳代0.0%となっている。

<学士課程における教養教育運営体制>

学士課程における教養教育として、キリスト教学、人文科学、自然科学、社会科学、スポーツ科学及び外国語の六部門からなる共通科目を設定している。科目の運営は、各学部及び言語教育センターが応分に担い、適切に教養教育を実施している。しかし、授業は一部を非常勤講師が担当している場合もあり、専任教員と非常勤講師のバランスが適正ではなく、必ずしも責任を持って専任教員が各科目に関与しているとは言えない状況である。

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び  
手続の設定と規程の整備

評価の視点②：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の募集、採用、昇任等>

(1) 学部

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きについて、「西南学院大学教員任用基準」、「西南学院大学教員任用基準細則」を定め、整備している。

(2) 研究科

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きについて、「西南学院大学大学院学則」「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」を定め、整備している。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

(1) 学部

各学部教授会にて、毎年的人事の変動に伴い、教員組織の適切性を検証し、規程に沿い適切に実施している。募集については、本学ホームページ等で公表し、「西南学院大学教員任用基準」に基づき、採用を行っている。また、昇任についても、同基準に基づき、行っている。

(2) 研究科

各研究科委員会にて、毎年的人事の変動に伴い、教員組織の適切性を検証し、規程に沿い適切に実施している。

**点検・評価項目4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、  
教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点①：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施**

**評価の視点②：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

(1) 学部

「部長会議内各種委員会内規」における全学FD推進委員会の規定に基づき、定期的を実施される各学部FD委員会を通じ、組織的なFD活動を実施している。加えて、ほぼ毎月実施される各学部教授会、各学科・専攻協議会においてもFDに関わる協議や情報の共有を行なっている。また、「部長会議内各種委員会に関する内規」に基づき全学FD推進委員会を年に数回開催しており（2019年度は9回開催）、各学部等でのFD活動を集約する形で、積極的に組織的なFD活動を実施している。2019年度の全学FD推進委員会では、教員・学生からの意見を授業評価アンケートの内容に反映させるとともに、教職員及び学生が聴講できる授業参観の制度を設けている。

(2) 研究科

「西南学院大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、各研究科FD委員会において、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に向けて、組織的なFD活動を実施している。また、「西南学院大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、研究科全体でのFD委員会を定期的を開催し、各研究科での活動を集約する形で、組織的なFD活動を実施している。

### <教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

#### (1) 学部

各学部教授会、各学科・専攻協議会において、FDに関わる協議を実施しており、各種委員会での情報を全学FD推進委員会で共有している。加えて、学術研究所報により、各教員の諸活動の情報を共有しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

#### (2) 研究科

各研究科FD委員会での情報の共有に加え、学術研究所報により、各教員の諸活動の情報を共有しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

点検・評価項目5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

### <適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

#### (1) 学部

各学部教授会及び各学科・専攻協議会において、大学基礎データ等の資料を参照し、毎年的人事の変動に伴い、教員組織の適切性について定期的に自己点検・評価を実施している。人事計画は、各学部教授会、部長会議、常任理事会及び理事会にて順次、承認されるが、全学的な視点や内部質保証の観点からの点検・評価は行っていない。

#### (2) 研究科

各研究科点検評価委員会において、「西南学院大学大学院学則」、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」や大学基礎データ等の資料を参照し、教員組織の適切性について定期的に自己点検・評価を実施している。人事計画は、各研究科委員会、部長会議、常任理事会及び理事会にて順次、報告・承認されるが、全学的な視点や内部質保証の観点からの点検・評価は行っていない。

### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

#### (1) 学部

教員組織の適切性に関する自己点検・評価結果に基づき、各学位課程の目的を達成するための人事計画を立てている。人事計画の立案にあたっては、「西南学院大学教員任用基準」に基づく、募集、採用、昇任の予定の確認・把握や国際性や男女比、年齢構成について配慮している。

#### (2) 研究科

教員組織の適切性に関する自己点検・評価結果に基づき、「西南学院大学大学院教員資格審査内規」を柔軟に運用し、教育の質を担保するための教員の任用ができるよう配慮している。また、各課程の目的を達成するため、国際性や男女比、年齢構成について配慮するとともに、学生数と教員数のバランスに鑑み、研究科ごとに、適宜担当教員資格審査の基準を見直している。

## 2. 長所・特色

大学の求める教員像を定めるとともに、各学部・学科・専攻並びに各研究科において教員組織の編制方針を定め、本学ホームページにて公開している。教員組織の適切性については、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科点検評価委員会を中心に、定期的に自己点検・評価を実施し、規程に沿い、適切に教員の募集・採用・昇任の手続きを行なっている。特に、文学部においては2020年度の文学部改組による外国語学部設置に向け、外国語学部のカリキュラムの内容を踏まえた適切な人事のあり方を検討し、新たな分野・領域の専門家の採用を実施することができた。

F D活動については、学部では、各学部・学科・専攻F D委員会において、組織的に実施している。加えて、各学部教授会、各学科・専攻協議会においてもF Dに関わる協議や情報の共有を行なうことができている。研究科では、各研究科F D委員会や大学院F D委員会において、組織的に実施している。

## 3. 問題点

各学部・学科・専攻並びに各研究科の教員組織の編制方針を策定し、公開している。しかし、本学の20に及ぶその他の教育研究組織等との関係についての関連付け、各教員の役割や連携のあり方、教育研究に係る責任所在については明示されておらず、現行の運用を可能な範囲において明文化する必要がある。また、適切な教員組織編制のための措置として、人事計画の立案に際する、国際性や男女比及び年齢構成の配慮について、中長期的な目標にもとづき、現行の運用を可能な範囲において明文化することを検討する必要がある。

加えて、教養教育については、必ずしも専任教員が責任を持って関与している状況にあるとは言えず、現在検討中である教育課程のあるべき姿との連動を踏まえ、大学全体としての人事計画を再整理し、適正に教員を配置する必要がある。

## 4. 全体のまとめ

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を策定し、適切に教員組織を構成している。各教員組織では、F D活動を多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるとともに、定期的に自己点検・評価を実施し、自組織の適切性の検証を行っている。一方で、実施されている手続きについて明文化されておらず、大学基準に照らして充足できていない項目もあるため、速やかに改善を図る必要がある。

### 第3章 学生支援

#### 1. 現状説明

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、2014年度に策定した「西南学院ビジョン2016-2025」を踏まえ、学生支援の方針を以下のとおり定めている。

#### 学生支援の方針

西南学院大学では、学生の支援について次のような方針を定め、建学の精神に基づいた社会に貢献する人を輩出するために大学全体で様々な取り組みを行う。

#### <修学支援の方針>

全ての学生に等しく教育の機会を提供し、学生一人ひとりが意欲をもって学修に取り組むことができるよう、学修・生活環境を整備充実すると共に、関係教職員が相互に連携して次の支援を行う。

- 修学に関する相談体制を整備し、相談・指導に取り組む。
- 成績の状況及び学籍の異動状況を把握・分析し、適切な対応を行う。

#### <生活支援の方針>

学生一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で、かつ安全で充実した学生生活を送るために必要な体制を整備するとともに、関係教職員が相互に連携して次の支援を行う。

- 身体的・精神的に健康な状態を保持・増進し、事件や事故の防止に努める。
- 家計の急変や社会環境の変化に対応できるように、本学独自の奨学金制度を充実させ、経済的な支援を行う。
- 学生が自主性を伸ばし、豊かな学生生活を送るための課外活動や社会活動などの正課外教育を整備・充実させる。

#### <障がいのある学生に関する支援方針>

障がいのある学生一人ひとりの状態・特性に応じた合理的配慮を提供し、それぞれの人格や個性が尊重され、学生に適した包括的な支援・環境を実現する。

#### <進路支援の方針>

世界に貢献する人材を育成するために、入学時から職業観を養い社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程の内外にわたって共通教育や専門教育を中心に、進路・就職支援、自主的学習の促進を行う。段階に応じたオリエンテーションや情報提供等に積極的に取り組みながら、学生の自立を、教育活動全体を通じて支援する。

上記の方針は、学内のポータルサイトに掲載して、教職員で共有するとともに、大学ホームページにも掲載しており、学内外に広く公開している。

また、本学の学生支援に係る取り組みについては、上記の方針を踏まえ、各種活動を展開している。

点検・評価項目 2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点①：学生支援体制の適切な整備

評価の視点②：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点③：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点④：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点⑤：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点⑥：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

○学生支援体制

本学の事務組織及び各部署の担当業務は、「西南学院本部・大学事務分掌規程」に定めており、業務環境に合わせて円滑な運営が可能となるよう継続的に事務組織の見直しを図っている。

2017年から2019年にかけて、これまで顕在化していた事務局組織の問題点を整理し、「ビジョンと中長期計画」に掲げた組織体制の構築に向けて、事務組織の改編を実施した。教学部門については、2018年4月に改編を実施し、学生の修学支援を担う「教育支援部」、生活支援及び進路支援を担う「学生支援部」を新設した。教育支援部には、教務課、国際センター事務室及び言語教育センター事務室を置き、学生支援部には、学生課及び就職課を置き、各課はそれぞれの事務分掌・職務区分に応じて学生支援を実施している。また、大学院については、大学院課が教育支援部や学生支援部と連携をとりつつ、大学院生の修学支援、生活支援及び進路支援を担当している。

<学生の修学支援の適切な実施>

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、補習教育、補充教育として「入学前教育」「初年次教育」「図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導」等を実施し、学生の能力向上を図っている。

例えば、「入学前教育」においては、各種推薦入学試験に合格した者に対して、入学前学習講座の受講、TOEIC等の語学力検定テストの受験、課題図書に対するレポートの作成、大学講義の聴講（希望者対象）等を促している。また、「初年次教育」においては、基礎演習の中で新入生対象のオリエンテーションを実施するなど、それぞれの学部・学科がそのカリキュラムに沿って大学での学びの基礎となる教育を実施している。併せて、2017年に開館した新図書館に「ラーニングサポートエリア」を設け、3年生以上の学生スタッフが論文やレポートの書き方、資料の探し方、情報検索の仕方、発表やプレゼンの準備・練習等のサポートを行っている。

### ○正課外教育

正課外教育としては、2017年度から運用を開始した「教育支援プログラム」の活動が挙げられる。本制度は、学部（学科・専攻）での取り組みを支援するプログラム、小単位（ゼミ等）での取り組みを支援するプログラム及び学生グループでの取り組みを支援するプログラムの3つの枠組みで構成されており、毎年、多種多様な研修やプロジェクトの実施を支援している。そのほか、「チャペルアワー」、「福岡未来創造プラットフォーム」との産官学連携に基づいた取り組み、授業外において日本人学生と外国人留学生が活発に国際交流できるスペース「Global Student Lounge」の設置等が挙げられる。

### ○留学生に対する修学支援

教育支援部国際センター事務室が主体となり、受入れ学生に対して、入学時オリエンテーション、履修指導、奨学金の案内・支給及び就職情報の案内等の学生生活全般における修学支援を実施している。また、留学プログラムへの参加学生に対しては、出発前オリエンテーション、留学中の生活・学習支援、帰国後オリエンテーション及び奨学金の支給などにおける修学支援を実施している。なお、支援にあたっては、国際センター所長を委員長として、国際センター主任及び各学部の代表者で構成される国際センター委員会と連携して、教職員が協働して修学を支援している。

大学院においては、大学院課が国際センター事務室と連携をとりつつ支援を実施しており、2019年度より、「大学院チューター制度」を導入し、大学院生による留学生の修士論文添削指導などの修学支援を実施している。

### ○障がいのある学生に対する修学支援

学生支援部学生課に保健管理室及び学生相談室を設置している。保健管理室では、身体的に障がいのある学生（四肢及び視聴覚等）の支援を学医、教務課、キリスト教活動支援課と連携して実施している。例えば、全盲の学生に対しては、定期的に面談を実施し、ボランティアセンターと連携して授業や試験に関する修学支援を実施している。学生相談室では、精神的に障がいのある学生（発達障がい・精神障がい等）の支援を学医、教務課、学生の所属学部・学科の教員と連携して実施している。また、定期健康診断時の調査により、身体的及び精神的な障がいがある、若しくは悩みがある旨を申し出た学生に対しては、保健管理室又は学生相談室から連絡し、必要に応じて支援している。

### ○成績不振、留年者、休学者及び退学希望者等の状況把握と対応

教育支援部教務課及び学生支援部学生課が主体となり、学習の継続に困難を抱える学生を早期に発見し支援に繋げるために「長期欠席調査」、「履修規程第12条該当者通知」、「成績不良者調査」等を実施している。

例えば、「長期欠席調査」では、年度に2回、前期及び後期の主要科目を選定して欠席者の調査を行い、3回以上の欠席が確認された学生に対して、学生課及び教務課の連携のもとに面談を実施し、留年、休学及び退学を防止するための方策を考えている。特に、精神的に問題等を抱えた学生が援助を必要とする場合には、学科主任、学生相談室主任、教務課、学生課、保健管理室及び学生相談室で構成される支援会議を開催して、修学及び生活支援を実施している。

#### ○奨学金その他の経済的支援の整備

本学は、「学内関係奨学金」、「日本学生支援機構奨学金」、「地方公共団体の奨学金」及び「民間団体の奨学金」等の奨学金制度を整備している。2019年度においては、日本学生支援機構奨学金に在学生のうち42%の学生が採用されており、全体としては、46%の学生がいずれかの奨学金を受給している。

大学院においては、大学院特別奨学生奨学金、大学院給付奨学金制度及び留学生への私費外国人授業料減免制度により、定期的に奨学生を採用している。さらに、日本学生支援機構の奨学制度や学費納入に際しての学費延納手続き制度の活用や、教育研究活動の経済支援として、大学院生への研究奨励給付金などの制度を通して経済的支援を実施している。

#### <学生の生活支援の適切な実施>

#### ○学生の相談に応じる体制の整備

本学では、学生が抱える諸問題について相談に応じ、学生生活が円滑に行われるよう支援する学生相談室を設置している。学生相談室の相談員としては、常勤カウンセラー（事務局専任職員）、常勤カウンセラー（事務局契約職員）及び非常勤カウンセラー5名、並びに非常勤インテーカー1名を配置している。2019年度の学生相談室の延べ相談件数は2,409件であった。なお、学生相談室の運営は、学生部長を委員長として学生相談室主任、常勤カウンセラー、学医及び保健師、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生支援部事務部長及び学生課長で構成する学生相談室運営委員会が担っている。

#### ○ハラスメント防止のための体制の整備

「西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程」に基づき、教員組織及び職員組織それぞれにハラスメント防止対策委員会を設置している。併せて、学生（及び教職員）の相談窓口として相談員を配置し、「西南学院ハラスメント防止・対策ガイドライン」とともにホームページに公開している。これらの取り組みは、新入生へのリーフレット配付を通じて学生に周知している。

#### ○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、心身の健康に関する情報を提供し、食事、運動、病気の自己管理方法など健康に関する多様な相談に応じるために保健管理室を設置している。保健管理室では、怪我や腹痛などの応急処置を始め、身長・体重・血圧・体脂肪の測定、尿検査や視力検査等の各種検査の実施、学医及び保健師による健康相談等を実施している。2019年度の健康管理室の利用率は、23%であった。併せて、学校保健法に基づき、年に1回、3月から4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している。内容は、身長・体重測定、血圧測定、尿検査、視力検査、胸部X線撮影、保健面接及び内科診察で、指示者には心電図検査を実施している。2019年度の実診率は、89%であった。

#### ○学生寮の整備

本学では、神学寮、男子学生寮（碧波寮）、女子学生寮（汀寮）及びインターナショナルハウスの4つの寮を設置している。そのうち男子学生寮（碧波寮）、女子学生寮（汀寮）及びインターナショナルハウスは2019年度に改修工事を行い、2020年度から新たに混住型国際教育寮（インターナシ

ョナルハウスⅠ、Ⅱ、Ⅲ)として運営を行う予定である。国際寮では、日本人学生と様々な国籍・文化を持つ留学生がともに生活をし、多文化共生環境のもとでの共同生活を通して、卒業後に国際社会で活躍することが期待されている。なお、国際寮にはレジデント・アシスタント(RA)を配置し、日本人学生と留学生の生活面でのサポートを行う予定である。

#### <学生の進路支援の適切な実施>

##### ○学生のキャリア支援を行うための体制の整備

学生支援部就職課に加えて、教員組織であるキャリアセンターを設置し、低学年のキャリア形成支援から就職活動期における就職支援までを体系的に実施している。

キャリアセンターでは、キャリアセンター長を委員長として各学部長及び専任教員、教育支援部事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会を設置し、教職員間で学生の進路支援の課題等を情報共有して進路支援の改善を行うなど、教職協働でキャリア支援を実施できる体制を整備している。

##### ○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、「キャリア形成支援プログラム」、「就職支援プログラム」、「全学年共通プログラム」等の多様なプログラムの提供を始めとして、基礎演習におけるキャリア教育、インターンシップ、試験対策講座、各種相談(キャリアアドバイザー、東京地区担当就職コンサルタント、スチューデントアドバイザー、就職課窓口)等を通じて入学時から丁寧な進路支援を実施している。

2019年度においては、企業と連携した進路支援として、講義や現地取材を通して読む力・考える力・書く力・伝える力の向上を目的とした「読売新聞との共同講座」、目標を設定し行動する力を育成することを目的とした「コカ・コーラボトラーズジャパンによる社会人基礎力講座」を実施した。

#### <学生の正課外活動支援の適切な実施>

##### ○学生の正課外活動支援

本学では、課外活動団体として、体育会、学術文化会、応援指導部、その他の公認団体、宗教部グループ活動、スポーツ及び文化系愛好会がある。体育会に所属する各団体には、西キャンパスグラウンド、東キャンパスグラウンド及び田尻グリーンフィールドを、学術文化会に所属する各団体へは、西南会館を提供して活発な活動を促すとともに、必要に応じて施設の充実を図っている。

また、体育会クラブの指導者との情報交換会の実施や、体育会及び学術文化会が開催する委員会等に学生課の職員が陪席して要望等の意見徴収や大学からの要望を提示するなど、双方向のコミュニケーションの充実を図っている。そのほか、学生からの要望については、学生課窓口での対応を基本としているが、予算措置が必要な要望や大学全体としての対応が必要な要望は、学生部長が集約して大学執行部と協議している。

##### ○キリスト教及びボランティアに関する課外活動

本学は、チャペルクワイア、ハンドベルクワイア、外国語バイブルクラス等のキリスト教に関する団体の活動が盛んであり、キリスト教活動支援課が主体となり、冊子・ポスター等の作成、新入生勧誘支援、活動場所の提供及び外部からの出演依頼に関する調整等を通じて活動を支援している。

また、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨被災地の災害支援活動及びフィリピンの貧困地で実施する海外ボランティア・ワークキャンプ等のボランティアに関する団体については、ボランティアセンターが主体となり支援を実施している。ボランティアセンターでは、併せて「ノートテイク&手話講座」という障がい学生の支援に関する講座の提供も行っており、学生が障がい者支援活動に参加しやすい環境を整備している。

**点検・評価項目 3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上**

<学生支援の適切性の定期的な点検・評価>

本学では、学生支援の適切性を検証するために、全学点検評価委員会のもとに個別点検評価委員会として、学生部点検評価委員会、教務部点検評価委員会、国際センター点検評価委員会、言語教育センター点検評価委員会及びキャリアセンター点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に点検・評価の体制、手続等を定めている。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載しており、学生支援に関わる各部局は、自己点検・評価シートの学生支援に係る項目に沿って個別に点検・評価を行い、基本問題点検評価委員会及び教学マネジメント委員会は当該点検・評価結果を検証し、抽出された課題の改善につなげている。

点検・評価の結果、2019年度時点で学生支援に係る大きな問題点等はなかったため、各部局において今後も継続して学生支援の充実を図っていくことを確認した。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上述のとおり、点検・評価結果に基づく改善・向上については、原則として、各部局において実施する個別の自己点検・評価において課題を抽出し、それに基づき改善・向上を試みている。

例えば、2018年度及び2019年度において、教務課では成績不良の学生に対する支援の見直しを行った。例年、学生課にて実施している前期分対象（4月実施）の「長期欠席者調査」の結果の中から、特に成績不良の傾向のある学生（成績不良予備軍）を抽出し、6月に個人面談を実施していたが、面談を有効化することまた、早期発見・早期支援開始の観点から、成績不良のレベルにより面談方法に集団面談を取り入れ、さらに面談期間を4月下旬から5月初旬の実施に早めた。その結果、より早い段階で成績不良の傾向のある学生に効率的かつ有益な支援を実施できるようになった。

## 2. 長所・特色

本学の学生支援における長所・特色は、大きく3つある。1つ目は、学生支援の要となる「学生支援の方針」を「修学支援の方針」、「生活支援の方針」、「障がいのある学生に関する支援方針」、「進路支援の方針」の4区分に分け、具体的に提示していることである。それにより、教員組織及び事務局が具体的な取り組みを実施することができている。

2つ目は、「学習の継続に困難を抱える学生への丁寧な支援」である。本学は、学生の実態を把握し、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見・対応することに重きを置いており、上述のとおり、「長期欠席調査」、「履修規程第12条該当者調査」、「成績不良者調査」の実施や健康診断時の保健面接・メンタルヘルス面接を通して問題や悩みを抱える学生を早期に把握し面談を実施するなど、丁寧な支援が退学率の低さにつながっている。

3つ目は、「障がい学生への体系的な支援」である。障がい学生への支援については、上述の通り、「障がいのある学生に関する支援方針」に基づき、学生課の保健管理室及び学生相談室が主体となり実施しているが、ボランティアセンターが提供する講座へ参加した学生が障がい学生の支援に加わるなど、教職員だけでなく、学生も一体となって支援を実施しているのが特徴である。例えば、全盲学生に対する修学支援について、授業や試験の実施にあたっては教務課の担当者が履修科目（教職科目を含む）の資料等を点訳し、授業や試験の実施を支援するとともに、点訳資料を提供する際に授業外で困っていることがないかを確認するなど細やかな面談を行っている。併せて、教室の移動等の授業外の支援を学生及びボランティアセンターの職員が連携して実施している。このように、障がいの有無に関わらず学生の主体的な学びを支援するために、教育支援部及び学生支援部を始めとした関係部署と学生が一体となって学生支援を実施している点が本学の学生支援の大きな特色と言える。

### 3. 問題点

修学支援に係る発展的課題として、補習、補充教育として実施している「入学前教育」及び「初年次教育」について、学部・学科ごとにみると内容に偏りがあり、改善が求められる。そのため、例えば、本学として養成する人材像を踏まえて求められる能力等を明確にしたうえで、各学部・学科の特性を活かしつつ全学的な観点から教育内容を検討するなど、考慮の余地がある。

### 4. 全体のまとめ

2014年度に策定した「西南学院ビジョン2016-2025」を踏まえて作成した「学生支援の方針」に基づき、各部局が教職協働で学生支援に取り組んでおり、学生支援の適切性の検証については、点検・評価の体制、手続等を明確にして、検証プロセスを適切に機能させることで、学生支援に関する各種取り組みの改善を図っている。一方で、修学支援における入学前教育及び初年次教育の在り方については、考慮の余地がある。以上の点から、本学の学生支援については、一部発展的課題は有するものの、大学基準に照らして良好な状態と言える。

## 第4章 教育研究等環境

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、2014年度に策定した「西南学院ビジョン2016-2025」を踏まえ、教育研究等環境整備の方針を以下のとおり定めている。

#### 教育研究等環境整備の方針

本学は教育研究のビジョンの実現に向けて、一人ひとりの個性を引き出す教育力の充実、総合的な「知」を志向した教育機会の提供、社会を先導し、社会に貢献することを目指した研究機能の充実・強化を目指す。この目標を達成するため、教育研究の質を保証し、学問分野の領域を越えて考え行動することのできる知識と能力を学生に身につけさせると共に、学術研究体制が十分に機能するように、施設、設備、環境の整備を行う。

上記の方針は、学内のポータルサイトに掲載して、教職員で共有するとともに、大学ホームページにも掲載しており、学内外に広く公開している。

また、本学の教育研究等環境整備については、上記の方針を踏まえ、施設・設備、機器・備品を整備している。

点検・評価項目2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点①：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点②：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

#### ○キャンパス整備

本学の校地は、福岡市早良区にある「西新キャンパス」と正課外活動の運動場として活用している「田尻校地」からなる。校地面積は223,987㎡（大学設置基準：78,200㎡）、校舎面積は90,953㎡（大学設置基準：37,054㎡）を確保しており、ともに法令上の設置基準を満たしている。

キャンパス整備については、2012年度に3つのコンセプト「西南学院大学を発信する5つの“顔づくり”」「未来の大学インフラのあり方を提示するキャンパス」「地域に開かれ地域に貢献するキャンパス」を柱とした「キャンパスグランドデザイン」を定期理事会の承認を受けて策定した。策

定の過程においては、学生や教職員の意見収集及び教職員説明会、ホームページでの情報公開などを行った。

キャンパスグランドデザイン策定後は、当該計画に沿って本館や図書館の建替えを行ってきたが、建物等の耐用年数と工事期間を調整した結果、2015年度に計画全体の完成年度を遅らせる変更を行った。2019年度においては、新体育館建設に向けた検討を進めており、新たな教育研究環境に対応したキャンパス整備を進めている。

#### ○ネットワーク環境や ICT 機器等の整備

本学のネットワーク環境や ICT 機器等の整備にあたっては、情報処理センター委員会を設置して対応している。情報処理センター委員会は、ICT を活用した教育研究のための環境整備に関して検討・審議し、委員会で承認された方針に従ってネットワーク等の環境整備を行っている。

2019年度は、本学のネットワークシステム「SAINS」を更新した。また、PC教室の利用増加に伴い、1号館4階にPC教室を増設し、1教室で最大144名が利用できる環境を整えた。

#### ○施設、設備等の維持管理、安全及び衛生の管理、バリアフリー等の環境整備

施設、設備等の維持及び管理については、定期点検や過去の更新実績を総合的に勘案し、大学財政計画と連動させる形で更新計画を策定・実施している。

学生の安全及び衛生の管理は、「西南学院大学保健管理規程」に基づき、保健委員会を設置し、学校保健計画及び学校安全計画に関する事項、学校環境衛生の維持改善に関する事項等を審議し、実施している。教職員の安全及び衛生の管理は、「学校法人西南学院教職員安全衛生管理規程」及び「大学衛生委員会規程」に基づき、安全衛生委員会を原則月1回開催し、産業医による定期的な職場巡視等を実施している。また、防災体制として「西南学院大学防火・防災管理規程」を整備し、防火・防災対策委員会を設置して、同委員会で決定した年間活動計画に基づき対応している。防犯体制については、警備業務を警備会社に委託し、巡回・巡視等を行うことで安全確保に努めるとともに、「西南学院における防犯カメラの設置及び運用に関する規則」に基づき、建物に防犯カメラを設置し、不審者対応等を実施している。

バリアフリー対策は、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等すべての建物において対策済みである。

#### ○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

語学に係る学生の自主的な学習を促進するために、ハード面では2012年4月に言語教育センター棟を整備した。棟内では、CALL教室、LL教室、AVスタジオ教室、マルチメディア教室などの最新鋭の機器を活用して、言語教育センター主催の語学実習等に幅広く利用されている。また、授業支援、学修支援のためのe-Learning教材の無料提供に加え、言語教育サポートプログラムとして、語学実習の無料提供や語学検定試験の受験料補助を行っている。このほか、同センター1階に設置したメディア学習室は、学生の自学自習施設として多くの学生が利用している。さらに、一層の利用者増を図るため「English Cafe」や「中国語茶室」、「韓国語カフェ」などを実施している。

ソフト面での環境整備については、教育・研究推進機構が所管している教育支援プログラム等がある。本プログラムは、(A)学部(学科・専攻)での取り組みを支援するプログラム、(B)小単位(ゼミ等)での取り組みを支援するプログラム、(C)学生グループでの取り組みを支援するプログラムの3つの枠組みで構成している。学部やゼミ単位だけでなく、学生グループによる申請も認めることで、学生の自主的な学習を促進するための環境を整備している。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理を遵守させるための取り組みとして、新入生及び新任職員に Moodle を利用して情報倫理の学習及びテストの合格を義務づけている。なお、情報倫理テストに合格していない学生に対しては、電話やメールによる督促と併せて学内のパソコン等の使用を禁じており、情報倫理の確立を徹底している。

また、新任教員のうち希望する者に対して、学内のネットワーク環境やメールサービス等の案内を行っている。このほか、全教員に対して、学内ポータルで情報倫理に関するテキスト等の定期配布を検討している。

点検・評価項目 3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点①：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点②：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

○図書館の概要

本学の図書館は、図書館本館及び図書館法科大学院分館から構成されており、学部・研究科において十分な教育研究活動を行うために必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。

図書館本館については、2017年4月から新図書館として開館しており、延床面積は旧図書館より10%増の11,715㎡、閲覧席は46%増の1,179席を確保している。機能面では、高層部分(4~6階)は静謐を保つべき「サイレント・ゾーン」とし、低層部分(1~3階)を「話す・聞く・考える」活動の場としての「アクティブ・ゾーン」という2つのゾーニングを行っている。アクティブ・ゾーンには学生が学習成果をアウトプットするための施設・設備として、グループ学習室(10室)、プレゼンテーションエリア及び多目的ホールを整備し、そこに電子黒板や可動机等を設置している。加えて、館内には無線LANの整備と併せて閲覧席に学習スタンドと電源コンセントを設置することで、電子機器のバッテリーを気にせず学習に専念できる環境を整えている。さらに、館内限定の貸出用ノートPCも70台整備している。

また、図書館本館はバリアフリーにも対応しており、利用者が外部から図書館に入館する際に段差なしで入館可能となっている。ほかにも、障がい者支援室を館内に2カ所設置している。

上述の取り組みが実り、2019年度には、日本図書館協会建築賞を受賞した。この賞は、建築のみでなく、図書館運営の質が伴っていることで授与される賞であることから、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ている。

○図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学では、図書館本館及び図書館法科大学院分館を設置しており、両館の蔵書数は、図書1,190,182冊、学術雑誌14,023種、電子ジャーナル18,681種である。また、図書は年間2万冊程

度を受け入れており、これに加えて、データベース約 40 種を整備している。

蔵書数は、学術基盤実態調査等における同規模私立大学と比較しても高い水準で推移しており、本学の教育研究に必要な蔵書数を確保している。

図書、学術雑誌及び電子ジャーナル等は、図書館の専門的な知識を持った職員が総合的な分野を幅広く俯瞰して選書し、専門分野の図書等については、各学部等から選出された図書館委員を中心に各分野の要望に応じて選書している

#### ○国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の ILL システム（図書館相互貸借システム NACSIS-ILL ; Inter-Library Loan）を利用することで、本学図書館の所蔵情報を提供するとともに国内の ILL を積極的に実施している。

また、地方公共団体との相互協力事業として、福岡県立図書館の県内横断検索に参加し、県内公共図書館及び一部の大学図書館と ILL を無料で実施する体制を整備している。福岡県立図書館とのネットワーク構築により、県内図書館との ILL は飛躍的に増加している。

#### ○学術情報へのアクセス及び機関リポジトリによる研究成果の発信

学術情報へのアクセスについて、VPN（Virtual Private Network）接続サービスを提供することで自宅や外出先などからインターネットを使って安全に閲覧することが可能になっている。また、本学のネットワークシステムの更新時に、VPN 接続装置及び VPN 接続ソフトの更新を行い、利用者が以前より容易に VPN に接続できるよう改善を行った。

研究成果の発信については、機関リポジトリを独自に整備して学内の学術情報の登録を進め、国立情報学研究所との連携を図ることによって研究成果を外部に発信している。

#### ○学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備

図書館の開館時間については、原則として、平日 8:30～22:00、土曜日 9:00～20:00、日祝日 13:00～20:00 としている。また、定期試験期間中は、土曜日の開館時間を 9:00～22:00 に延長しており、利用者の利便性向上に配慮している。

入館者数（延べ数）は、2017 年度は 671,567 人で旧図書館の 1.7 倍の入館者数となった。2018 年度入館者数は、733,221 人（2017 年度比 9.2%増）であった。2019 年度は新型コロナウイルスの影響でグループ学習室やパソコン室等を閉鎖したため、入館者数が 726,994 人に減少したが、旧図書館時と比較すると入館者数は大きく伸びており、図書館利用環境は向上している。

#### <図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館に係る業務を所管する図書情報課には、職員 10 名（専任 6 名、非専任 4 名）を配置しており、そのうち 4 名（専任 4 名）が司書資格を有している。

また、業務の一部を委託しており、22 名の職員が担当している。このうち 17 名は司書資格を有している。

専任職員の司書資格保有率は約 70%、業務委託職員の司書資格保有率は約 80%あり、ともに高い水準を維持している。

点検・評価項目 4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点①：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

○大学としての研究に対する基本的な考え方の明示

学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的として、「学術研究所」を設置し、その下に学術研究所事務室を置くことで大学として研究に対して様々な支援を行っている。併せて、教育及び研究の水準維持並びに質の向上を図るために、各種事業を企画、立案並びに実施することを目的として、「教育・研究推進機構」を設置し、その下に教育・研究推進課を置き、教育研究活動の促進を図っている。

また、「中長期計画 2016-2025」においても、「研究支援の強化」をアクションプランに掲げており、大学として継続的に研究体制の強化に努めている。

○研究費の適切な支給

「個人研究費規則」に基づき、専任教員に対して年額 612,000 円、特別教員に対して年額 306,000 円の個人研究費を支給している。また、図書館資料費予算として、専任教員に対して年額 370,000 円、特別教員に対して年額 230,000 円の個人研究図書費を確保している。このほか、研究発表費、論文原稿準備費、論集出版費、海外短期語学研修補助、全国的学会補助金、出版助成金などを整備しており、関係規程に基づき研究費を適切に支給している。

○外部資金獲得のための支援

科学研究費補助金の申請窓口は教育・研究推進課が担当しており、それ以外の受託研究・共同研究及び受託事業等の外部資金の申請窓口は学術研究所事務室が担当している。

教育・研究推進課では、外部資金の一つである科学研究費補助金の獲得を増やすため、2017 年度から勉強会を開催し、2018 年度から外部 URA 組織による科学研究費申請書の添削を実施するなど、外部資金獲得のための支援を行っている。

○研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究設備利用規則に則り、専任教員及び特別教員に個人研究室を提供しており、1 室あたりの床面積は 19.44～21.19 m<sup>2</sup>である。また、2019 年度には、各学部の教員充足計画を見据えて、14 室の個人研究室を増設するなど、必要となる個人研究室を常に確保している。

専任教員の研究時間の確保については、「西南学院大学教員就業規則」及び「西南学院大学担当時間に関する規程」に基づき授業の責任時間を定めて運用している。なお、中学 3 年卒業後の年数が 18 年未満の若手教員については、責任時間を少なくして対応しており、研究時間を確保するための配慮がされている。

- ・研究専念期間の保証に関しては、「在外研究規則」及び「国内研究規則」に基づき、研究に専念で

きる期間を設けている。在外研究は目的や期間によって3つの区分に分かれており、国内研究は学年暦による前期又は後期に該当する6か月間、通常の教務義務を免除し、研究に従事することが可能となっている。

#### ○ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

本学の教育の充実、学部生及び大学院生の修学支援並びに大学院生の教育・研究能力の向上を目的として、2015年度に「西南学院学生アシスタントに関する規程」を制定し、当規程に基づき運用している。

学生アシスタントは、①アルバイト：簡易な業務に従事する者、②SA（ステューデント・アシスタント）：本学学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者、③TA（ティーチング・アシスタント）：本学修士課程の大学院生及び学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者、④RA（リサーチ・アシスタント）：本学の研究等において、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者、⑤その他：その他必要と認められる業務に従事する者、に区分して雇用しており、教育研究活動を支援する体制を整備している。

例えば、大学院においては、大学院生をTAとして採用し、留学生が作成する修士論文の日本語チェック等を行っている。

### 点検・評価項目5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

#### 評価の視点①：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

#### ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費の管理運営等に関して、「西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針」、「西南学院大学における公正な研究活動を推進するための行動規範」、「西南学院大学における研究不正防止計画」、「西南学院大学公的資金管理規程」、「科学研究費取扱い要領」、「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」、「西南学院大学における公的研究費の内部監査取扱要領」、「西南学院大学研究倫理規程」等を定めている。これらの規程は、大学ホームページ上でも公表している。

#### ○コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

上述の規程を遵守した研究活動を推進するために、研究者や大学院生等に対しコンプライアンス教育及び研究倫理教育として毎年講演会形式の研修を実施している。欠席者に対しては、録画した研修の映像を視聴させることにより、教育の機会を確保し、コンプライアンスや研究倫理に対する意識を維持・向上させる支援を行なっている。

#### ○研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究活動に携わる全ての研究者を対象として、本学の学術研究における行動規範に違反する不正行為を防止するために、「西南学院大学研究倫理規程」に基づき、西南学院大学研究倫理審査委員会

を設置している。西南学院大学研究倫理審査委員会では、研究者による不正行為を防止するために、①研究倫理についての研修及び教育の企画並びに実施、②研究倫理についての国内における情報の収集及び周知、③研究者の不正行為の調査等を行っている。西南学院大学研究倫理審査委員会のもと、教職員が研究費使用ルールの理解と遵守に努めることで、不正使用や過失による不適切使用を発生させないように全学的に取り組んでいる。

**点検・評価項目6：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上**

＜教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価＞

本学では、教育研究等環境の適切性を検証するために全学点検評価委員会のもとに基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に点検・評価の体制、手続等を定めている。

基本問題点検評価委員会は、各部局において実施した個別の点検・評価の適切性を検証し、抽出された課題の改善を支援している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載している。各部局は、自己点検・評価シートの教育研究等環境に係る項目に沿って個別に点検・評価を行い、基本問題点検評価委員会は当該点検・評価結果を検証し、抽出された課題の改善につなげている。

点検・評価の結果、2019年度時点で教育研究等環境に係る大きな問題点等はなかったため、各部局において今後も継続して教育研究等環境の充実を図っていくことを確認した。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

点検・評価結果に基づく改善・向上については、原則として、各部局において実施する個別の自己点検・評価において課題を抽出し、それに基づき改善・向上を試みている。

例えば、学術研究所事務室においては、各学部の教員充足計画を見据えて、専任教員と特別教員に対して貸与している個人研究室の不足が見込まれたため、2019年度に施設課と連携の上、14室の個人研究室を増設した。

## 2. 長所・特色

教育研究等環境の肝となるキャンパス整備について、「キャンパスグランドデザイン」に基づき、老朽化や機能更新を必要とする建物の建替え及び新たな教育環境に対応した施設整備に取り組んでいる。キャンパスグランドデザインについては、大学の財政状況や社会環境等に鑑み、適宜見直しを加えて計画を進めており、建替えの際には建物の統一性など景観にも配慮してキャンパス整備を行っている。

学術情報の基盤となる図書館については、2017年4月に新図書館が開館し、高層部分（4～6階）と低層部分（1～3階）でゾーニングを行うなど、学生の学習効果を最大化するための工夫を図って

いる。これらの取り組みもあって、2019年度の入館者数（延べ数）は、旧図書館時の入館者数と比べ約1.8倍にまで増えた。運営面においても、司書資格を有する専門職員を21名（専任：4名、非専任：17名）配置しており、高い水準を維持している。上述の取り組みが実り、2019年度には日本図書館協会建築賞を受賞しており、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ている。

### 3. 問題点

コンプライアンス教育及び研究倫理教育に係る発展的課題として、大学院生にも講演会形式のコンプライアンス研修及び映像視聴の機会を設けているが、受講率が高くないため、いずれかを必ず受講するよう指導を徹底する必要がある。また、学部生には学生便覧や履修指導等を通じて研究倫理教育を行なっているが、コンプライアンスに関してより理解が深まるよう、その教育の方法を見直していく必要がある。

### 4. 全体のまとめ

本学では、教育研究等環境整備の方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表しており、この方針に基づき、必要な校地校舎・施設設備の整備を推進している。また、キャンパス整備に関しては、2012年度に策定した「キャンパスグランドデザイン」に基づき施設の建替えを実行することで、計画的かつ将来の教育研究等環境を見据えたキャンパス整備を行っている。ネットワーク環境やICT機器等の整備については、情報処理センター委員会のもと毎年度、着実に環境を改善している。

図書館については、2017年度の新図書館の開館を契機として、利用者数が大幅に増加しており、学術情報サービス等も質・量ともに高い水準を維持している。その証左として、日本図書館協会建築賞を受賞するなど運営面においても社会から高い評価を得ている。

教育研究活動を支援する環境整備に関しても、必要となる研究室数を常に確保しており、個人研究費等も関係規程に従い、適切に支給されている。また、研究倫理を遵守するために「西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針」等の各種規程を設け、必要な措置をとっている。その一方で、大学院生及び学部生に対する研究倫理教育については、改善の余地が残っており、教育の方法等を見直していく必要がある。

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続等を明確に定めて、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。

以上のことから、一部に関して発展的課題は有するものの、教育研究等環境については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

## 第5章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、2014年度に「西南学院ビジョン2016-2025」を策定し、5つのビジョンのひとつに「地域貢献」を掲げた。さらに、2015年度に「西南コミュニティーセンター運営委員会」で大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献の方針を以下のとおり定めている。

#### 社会連携・社会貢献の方針

地域社会との協働、国際交流都市福岡への貢献、地域に開かれ貢献する空間づくりを目指し、生涯学習の機会提供や産官学連携による地域産業の活性化など、本学の知的資源の地域社会への還元を通じて、教育、研究とならぶ大学の重要な使命として、社会連携・社会貢献の推進に積極的に取り組む。

上記の方針は、学内のポータルサイトに掲載して、教職員で共有するとともに、大学ホームページにも掲載しており、学内外に広く公開している。

また、本学の社会連携・社会貢献に係る取り組みについては、上記の方針を踏まえ、各種活動を展開している。

点検・評価項目2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点①：学外組織との適切な連携体制

評価の視点②：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点③：地域交流、国際交流事業への参加

#### <学外組織との適切な連携体制>

##### ○行政との連携

##### (1) 福岡市

本学が所在する福岡市とは、2007年に協力協定書を締結した。具体的な協力項目には、①子育て支援、②市民と大学との交流促進、③地域のまちづくり活動への支援がある。

##### (2) 糸島市

糸島市とは、2018年に連携に関する協定書を締結した。具体的な協力項目には、①地域の国際化、国際交流、国際教育に関する事項、②乳幼児・児童の教育・保育に関する事項、③語学、商学、経営、経済、法律に関する事項、④産業振興に関する事項、⑤地域づくり及び地域活動・地域文化の振興に関する事項、⑥人材育成、生涯学習、スポーツ振興に関する事項、⑦学術研究に関する事項がある。

(3) 佐世保市

佐世保市とは、2018年に包括的連携協定書を締結した。具体的な協力項目には、①教育と研究に関する事項、②子育て支援に関する事項がある。

(4) 志免町

志免町とは、2018年に包括的連携協定書を締結した。具体的な協力項目には、①子育て支援に関する事項、②まちづくりに関する事項、③教育と研究に関する事項がある。

○大学間連携

(1) 福岡西部地区五大学連携

福岡西部地区に位置する本学、九州大学、中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学の五大学が、教育・研究・地域との交流等について、五大学に関連した情報の共有、連絡協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献及び五大学の発展に寄与することを目的に2006年に「西部地区五大学連携懇話会」を設置した。

2010年度から「五大学間の単位互換に関する覚書」に基づき、単位互換科目・共同開講授業科目を設定しており、2019年度は連携授業科目として78科目（本学提供：7科目）が開講された。

(2) 東北学院大学

2018年に本学と東北学院大学の間で相互評価に関する協定を締結した。本協定は、両大学が相互評価を実施することで、教育・研究活動等の質の向上及び両大学が実施している自己点検・評価に客観性を持たせることを目的としている。

2019年度は、2020年度に予定している第1回相互評価に向けて両大学で協議し、実施要領等を作成した。

(3) 成蹊大学

2019年に本学と成蹊大学の間で大学間包括連携に関する協定を締結した。本協定は、両大学が教育や研究、地域貢献、産学連携及び国際交流等の分野で広く協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。

(4) 國學院大學

2014年に本学と國學院大學の間で両大学博物館での研究協力に関する協定を締結していたが、2019年に新たに大学間包括連携に関する協定を締結した。本協定は、両大学の持続的な発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的としている。

(5) 東京外国語大学

2019年に本学と東京外国語大学の間で大学間包括連携に関する協定を締結した。本協定は、グローバル化時代の未来を切り開く優れた人材の育成と両大学の更なる発展を目指して、教育、研究を中心に幅広く連携を図り、また、双方の学術研究の成果を広く世界に発信し還元することを目的としている。

本協定を記念して、2020年2月22日に本学の大学チャペルにおいて、カリフォルニア大学サンディエゴ校グローバル政策・戦略大学院教授の當作氏を講師に招き、「未来戦略としての外国語教育“「わかる」・「できる」から「つながる」へ」と題した講演会を開催した。

今後は本協定に基づき、2020年4月に文学部を改組して誕生する外国語学部が、東京外国語大学からベトナム語の遠隔講義の提供を受ける。また、外国語学部の1期生が3年生となる

2022年4月には、国内留学プログラム（FLS-Insight@TUFS）を開始し、最大2名の学生を東京外国語大学へ派遣することが決まっている。

#### ○福岡未来創造プラットフォーム

2018年に福岡都市圏に位置する15大学（九州産業大学、九州大学、国際医療福祉大学、純真学園大学、西南学院大学、第一薬科大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、日本赤十字九州国際看護大学、日本経済大学、福岡工業大学、福岡歯科大学、福岡女学院大学、福岡女子大学、福岡大学）、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会が既存の組織・領域・分野を越えて、より一層、連携を促進することにより、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として包括的連携協定を締結した。具体的な取組事業には、①多様な地域からの学生集積、②福岡の未来を担う人材の育成、③若者の地元就職・定着、④多様な人びとの学びと活躍の機会の提供、⑤福岡都市圏の大学・自治体・産業界の垣根を越えた交流の促進がある。

2019年度から具体的な取り組みが始まり、学生募集作業部会、地域人材育成作業部会、地元就職・定着作業部会、生涯学習作業部会、大学・自治体・産業界交流作業部会が立ち上がった。地域人材育成作業部会のもとで開講された「MICE人材基礎講座」には、本学から3名の学生が参加した。

#### ○地場大手企業との連携

2019年度から七社会（九州電力株式会社、西部ガス株式会社、西日本鉄道株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社九電工、九州旅客鉄道株式会社）と連携し、学生に対して地域社会の現状改善や課題解決を行うための機会を設けている。2019年度は、以下のプログラムを実施した。

##### （1）西部ガス株式会社との連携

「ショールーム・ヒナタ福岡の来客数アップをどのように図るのか」を課題とし、就職活動で試されるリサーチ能力、プレゼンテーション能力の向上を図ることを目的に全4回の講座からなる課題解決型授業（PBL）を実施した。

##### （2）西日本鉄道株式会社との連携

商学部（鄭義哲ゼミ）で「①西鉄バスファンを増やすためには」、「②バスの利便性向上のためには」というテーマで、学生を3グループに分けて課題解決型授業（PBL）を実施した。最終回では、各グループが学生視点による解決策をプレゼンテーションした。

##### （3）株式会社福岡銀行との連携

「地方銀行の現在の課題と将来への提案」というテーマで、福岡銀行で働く行員の方々に講師に招き、全5回の講座からなる課題解決型授業（PBL）を実施した。最終回では、学生によるグループプレゼンテーションを実施した。

#### <社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

#### ○西南コミュニティーカレッジ

本学では1994年度から地域社会とのコミュニケーションを活性化させ、大学が持つ知的財産や多くの施設・設備を提供することにより、社会貢献を行い、地域から愛される大学を目指すための一環として、あらゆる世代の「学びの場」として、公開講座「西南コミュニティーカレッジ」を開講している。講座の種類を大別すると以下の4種類があり、2019年度は44講座を開講した。

(1) 学部等提供講座

本学の教育・研究等の知的資源を広く社会に還元することを目指して、学部及び学内の諸機関が提供する講座。

(2) リカレント講座

社会人が再び教育の場で最新の知識や技術を習得し、仕事や社会活動に活用してもらうことを目的とした講座。

(3) 教養講座

本学の建学の精神に関わるキリスト教から、哲学・心理、語学・文学、歴史・文化・芸術、政治・経済・社会、自然・科学、健康・福祉と幅広いジャンルから提供する講座。

(4) 連携講座

R60 倶楽部（※福岡市による支援事業）などと連携して提供する講座。

○教育支援プログラム

本制度は、2017 年度から運用を開始した学内プログラムであり、2019 年度に実施した社会連携・社会貢献に関する取り組みは以下のとおり。なお、これらの取り組みについては、社会で生じている問題を学外の方と一緒に考えることで、大学の学知を一般市民の方々に還元できることに加え、学生自身も実際の現場で学習することができるプログラムとなっている。

(1) A. 学部（学科・専攻）での取り組みを支援するプログラム

人間科学部心理学科において、「WHO 版 PFA 研修を軸とした災害ストレスと心のケア教育の展開」として、大学関係者だけでなく、地域の一般市民も参加対象とし、災害時のストレス対処と心のケアを実践的に学ぶ WHO 版 PFA 研修の実施を支援した。

(2) B. 小単位（ゼミ等）での取り組みを支援するプログラム

法学部（根岸ゼミ）において、「人の痛みを知るための法教育—九州で国際の狭間に置かれる人々に寄り添う—」として、入国管理や難民の問題を学び、難民を支援する一般の方からの講義を受講し、入国管理センターを訪問した。

○ボランティアセンター

本学では、2012 年にボランティアセンターを設立し、福岡県、福岡市及び NPO・NGO 団体等と連携し、研修会や講座等の実施を通して学生のボランティアマインドを涵養している。本学のボランティア活動は、建学の精神「Seinan, Be True to Christ（西南よ、キリストに忠実なれ）」の具現化並びに大学の社会貢献に係る一つの柱となっており、ボランティアセンターの設立以降、多種多様なボランティア活動を展開してきた。2019 年度は、1,166 人の学生がボランティアセンターに登録しており、多くの学生がボランティア活動に参加している。

また、2019 年度には、ボランティアに参加した学生の意識等の変化を定量的に測定すべく、東北学院大学と共同でボランティア活動参加学生意識調査を実施した。調査結果からボランティアに参加した学生の多くにポジティブな変化が見てとれたことから、ボランティア活動が学生にとって実践的にキリスト教の人間観や思いやり、人に寄り添うボランティアマインドを育成する場となっていることを再確認できた。

○西南子どもプラザ

福岡市との協力協定に基づき、2007 年に「子育て支援」を具現化することを目的として、「西南子どもプラザ」を開設した。同プラザには、遊び場、授乳と食事の場所などがあり、子どもと保護

者同士の交流の場として開放している。

また、保健師による育児相談、子育てに関する情報提供、子育てミニ講座などを行っている。このほか、西南学院大学 OB・OG 教員や、早良区在住で本学主催の養成講座を受講した方から本学学生まで、幅広い年代がボランティアとして活動に参加している。加えて、近年の福岡市在住の外国人増加に伴う対応として、International Day（外国人乳幼児親子への対応）等も開催している。2019年度は、25,384人（一日平均92人）の乳幼児親子が利用した。

#### ○日本航空連携講座

2017年に日本航空株式会社と包括的連携に関する協定書を締結した。具体的な協力項目には、①教育、研究、文化の発展・向上にかかわる相互支援に関する事項、②学生や教職員と社員の相互交流に関する事項、③人材育成・キャリア形成に資する支援に関する事項、④地域社会の発展・活性化に関する事項がある。

2019年度は、商学部・同窓会共催で日本航空株式会社総合政策センター長の中原氏（1988年、経済学部卒）を講師に招き、「第4回 就活ステップアップ講座」を開催した。本講座は、就職活動を直前に控えた3年生に対して、就職活動を行う上で役立つ情報の提供や就職活動に対する不安を緩和する目的で開催し、約230名の学生が参加した。

#### ○RKB 毎日放送連携講座

2019年にRKB 毎日放送株式会社と包括的連携に関する協定書を締結した。具体的な協力項目には、①地域の教育・文化の振興、生涯学習及び人材育成・交流の推進に関する事項、②地域振興、地域住民との協働の推進に関する事項、③将来のメディアのあり方や高等教育活動に関する事項がある。

2019年度は、西南コミュニティーカレッジの一科目として、「ジャーナリズム概論～アナウンサー 知られざる真実～」が開講された。

### <地域交流、国際交流事業への参加>

#### ○地域交流事業への参加

##### (1) 学生サポーターによる地域の学校との交流

福岡市教育委員会と2004年度から連携し、本学の学生が学生サポーターとして福岡市内の学校で毎年活動している。学生サポーターとは、各学校の要望に応じて、学校現場で活動する学生のことを指す。学生サポーターは、活動先の学校において、主に授業や学校行事、クラブ活動を支援している。本取り組みへは、教職科目を履修していない学生の参加も認めており、学生サポーターとして幅広い学生が活動に参加している。2019年度は、22校へ62名の学生が参加した。

##### (2) 西南学院コンサート

大学チャペルを利用した社会貢献プログラムとして、学院主催の「西南学院コンサート」を年に数回、主に一般市民向けに提供している。本コンサートは、学院の社会的貢献の一環として、音楽等の文化振興に寄与することを目的としている。2019年度は、音楽主事のプロデュースのもと、①J.S. バッハの曲目を中心としたソロオルガンコンサート、②ピアノとオルガンの共演コンサート及び③ヴォーカル・アンサンブルによる合唱コンサートを開催した。

##### (3) 重度心身障害児者施設「久山療育園」でのボランティア

福岡市に隣接する糟屋郡にある久山療育園は、本学院と同じ日本バプテスト連盟の関連施設で、重度の知的・身体障害を重複する障がい者に対して、医療・看護・機能訓練・保育などが行われている。本学とは 2012 年度から定期的な学生ボランティアの交流が続いており、2019 年度は運動会ボランティアや開園祭ボランティアに学生が参加した。なお、2019 年度は久山療育園を支援する「重症児者と共に生きる『ミットレーベン・ネットワーク』」結成 50 周年であり、記念のチャリティコンサート&講演会を大学チャペルにおいて共催で開催した。

#### ○国際交流事業への参加

国際交流事業については、毎年、フィリピンやネパール、カンボジア等で海外ボランティアを行っている。2019 年度のこれらに係る主な取り組みについては、以下のとおり。

##### (1) 海外ボランティア・ワークキャンプ（フィリピン）

2003 年度から日本とフィリピンの国際飢餓対策機構と連携し、フィリピンでワークキャンプを実施している。本取り組みは、同じアジアの中で違う「アジア」を体験するとともに、現地民との交流や貧困地域での活動を通して、ボランティアマインドを育成することを目的としている。

##### (2) ベイラー大学（アメリカ）との交流ボランティア

協定校であるベイラー大学と 2018 年度から交流ボランティアを開始した。本取り組みには、両大学から学生・教職員が参加し、両国の文化の違いや様々な社会問題について考える契機となった。今後も定期的に日米双方での交流ボランティアの実施を予定している。

**点検・評価項目 3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上**

#### <社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価>

本学では、社会連携・社会貢献の適切性を検証するために全学点検評価委員会のもとに基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に点検・評価の体制、手続等を定めている。

基本問題点検評価委員会は、各部局において実施した個別の点検・評価の適切性を検証し、抽出された課題の改善を支援している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載している。各部局は、自己点検・評価シートの社会連携・社会貢献に係る項目に沿って個別に点検・評価を行い、基本問題点検評価委員会は当該点検・評価結果を検証し、抽出された課題の改善につなげている。

点検・評価の結果、2019 年度時点で社会連携・社会貢献に係る大きな課題等はなかったため、各部局において今後も継続して社会連携・社会貢献に係る事業を継続していくことを確認した。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価結果に基づく改善・向上については、原則として、各部局において実施する個別の自

己点検・評価において課題を抽出し、それに基づき改善・向上を試みている。

例えば、キリスト教活動支援課においては、ボランティア活動に関して年度ごとに実施事業を点検・検証し、連携先と協議の上、翌年度の事業に改善を加えた形でボランティアの企画・運営をしている。また、2019年度から新たにボランティア参加学生に対して意識調査（アンケート）を実施した。調査結果からボランティア活動が学生の成長に大きく影響していることを定量的に判断できたため、今後も継続して意識調査を実施し、ボランティアの企画・運営に反映していく。

## 2. 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献に関する長所・特色は、大きく二つある。

一つ目は、本学のボランティア活動が建学の精神「Seinan, Be True to Christ（西南よ、キリストに忠実なれ）」の具現化並びに大学の社会貢献に大きく寄与している点である。本学ではボランティアセンターが主体的にボランティア活動の支援・促進を行っている。併せて、多くの自治体やNPO・NGO団体等と連携することで多種多様なボランティアを展開している。多種多様なボランティアを揃えることで、学生は自らの興味に応じて各種活動に参加することで、実際に多くの学生がボランティア活動に参加している。また、2019年度ボランティア活動参加学生意識調査結果からも分かるとおり、本学のボランティア活動は学生にとって実践的にキリスト教的人間観や思いやり、人に寄り添うボランティアマインドを育成する場となっている。

二つ目は、福岡未来創造プラットフォームへの参画である。福岡未来創造プラットフォームは、2018年に福岡都市圏に位置する15大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会が既存の組織・領域・分野を越えて、より一層連携を促進することにより、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として創設された。本事業は、地方都市に位置する大学にとって産官学連携のロールモデルとなる先進的な取り組みである。2019年度からは具体的な連携事業も始まっており、本学も幹事校（全5校）の1校として福岡未来創造プラットフォームに積極的に関与することで、社会連携・社会貢献の方針を具現化している。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

本学では、社会連携・社会貢献の方針及び「西南学院ビジョン 2016-2025」に掲げた「地域貢献」に基づき、学外組織との連携体制を構築するとともに、社会連携事業、ボランティア活動、地域交流・国際交流活動等に取り組んできた。

長所・特色にあげたボランティア活動においては、多種多様なボランティアをラインナップすることで多くの学生がボランティア活動に参加しており、地域社会に貢献するとともに学生が成長する場となっている。

また、福岡未来創造プラットフォームへの参画など、社会連携に関する先進的な取り組みを大学として積極的に実行している

教育研究成果の発信という点では、西南コミュニティーカレッジなどを活用して、広く社会に教育研究成果を発信している。

社会連携・社会貢献の適切性に関する検証では、点検・評価の体制、手続等を明確にして、検証プロセスを適切に機能させることで、社会連携・社会貢献に関する取り組みの改善を図っている。

以上の点から、本学の社会連携・社会貢献については、大学基準に照らして極めて良好な状態と言える。

以上